



歯科技工士法施行規則の一部改正に伴う 「歯科技工所番号」のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

歯科技工士法施行規則の改正に伴い、2026年10月1日以降の
歯科技工指示書には歯科技工所番号の記載が必要となります。

2026年10月1日以降にご使用いただく歯科技工指示書は、弊社
ホームページ掲載の最新様式をダウンロードのうえご利用くださ
いますようお願いいたします。

お手数おかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申
上げます。

以上

ジンヴィ・ジャパン合同会社

Dental Technology Institute (DTI東京)

歯科技工所番号：13-67-00012

〒130-0014 東京都墨田区亀沢 4-9-4-101

TEL: 03-5610-3680 FAX: 03-5610-3681

Dental Technology Institute とちぎ(DTIとちぎ)

歯科技工所番号：09-62-05029

〒322-0251 栃木県鹿沼市野尻 113-6

TEL: 0120-418-325 FAX: 0120-418-321

最新の歯科技工指示書は
こちらから↓

